

日本銀行国民保護業務計画

平成28年3月29日
日本銀行

目 次

- 第1 計画の目的
- 第2 定義
- 第3 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
 - 1. 組織および体制の整備
 - 2. 特殊標章等
 - 3. 施設、設備等の整備等
 - 4. 発行元銀行券保有の充実等
 - 5. 他機関との協力体制の確立
 - 6. 職員に対する教育
 - 7. 訓練
 - 8. 避難対策
- 第4 国民保護措置の内容および実施方法に関する事項
 - 1. 基本方針
 - 2. 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - (2) 通貨および金融の調節
 - 3. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - (2) 資金の貸付け
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - 4. その他
 - (1) 避難誘導
 - (2) 各種措置に関する広報
 - (3) 海外中央銀行等との連絡・調整
 - (4) 被災情報等の収集と報告
 - (5) 輸送、通信手段の確保
 - (6) 応急の復旧
 - (7) 武力攻撃災害の復旧
 - (8) その他
- 第5 緊急対処保護措置

日本銀行国民保護業務計画

第1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等および緊急処理事態において、我が国の中央銀行として、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、日本銀行の所掌する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）および緊急処理事態における緊急対処保護措置の基本を定めることを目的とする。

第2 定義

この計画において、「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第1条に規定する武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいい、「緊急処理事態」とは、事態対処法第22条第1項に規定する緊急処理事態をいう。また、「対処基本方針」または「武力攻撃災害」とは、国民保護法第2条第1項、および第4項に規定する対処基本方針または武力攻撃災害をいう。また、「警報」、「避難措置の指示」または「緊急通報」とは、同法第44条第1項、第52条第2項および第99条第1項に規定する警報、避難措置の指示または緊急通報をいう。

第3 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

1. 組織および体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、次に掲げる事項につき必要な組織および体制を整備する。また、武力攻撃事態等において、必要に応じ本店または支店に日本銀行国民保護対策本部またはこれに準ずる組織を設ける。

- ・ 国民保護措置に関する業務の選定
- ・ 当該業務の実施に必要な人員および物資の確保に係る計画の策定
- ・ 被災情報の収集に係る体制の整備
- ・ 警報、避難措置の指示、および緊急通報の通知、ならびにこれらに関連する情報

その他の国民保護措置の実施に必要な情報および命令等の伝達経路の設定

- ・ 関係行政機関との連絡体制の整備
- ・ その他必要な事項

2. 特殊標章等

国民保護措置に関する業務を行う者等に対しては、あらかじめ財務大臣の許可を受けて、特殊標章または身分証明書を使用させるものとする。

3. 施設、設備等の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時から、必要な物資および資材を備蓄し、整備し、または点検する。備蓄する物資および資材については、関係機関等の中で各々が行う国民保護措置の実施に必要な調達ができるよう、相互に協力するよう努めるものとする。

また、店舗、金庫など業務関係施設、設備、通信体制の整備充実を図るとともに、その維持、管理を一層強化するよう措置する。

なお、これらの備蓄等は、必要に応じ、防災のための備蓄等と相互に兼ねるものとする。

4. 発行元銀行券保有の充実等

(1) 武力攻撃事態等において、通貨供給に支障を生じないように発行に供しうる日本銀行券および貨幣（以下「発行元銀行券等」という。）の保有高の充実を図る。

(2) 発行元銀行券等の備蓄および分散については次の対策を講ずる。

イ. 各支店の発行元銀行券等について常時適正な保有高を確保する。

ロ. 必要に応じ、地理上要衝の地に所在する本支店に発行元銀行券等をとくに重点的に配賦するほか、あらかじめ当該地所在の金融機関に発行元銀行券を寄託する。

5. 他機関との協力体制の確立

国民保護措置の実施に関し、本支店ごとに関係行政機関等と密接な連絡を保つとともに、あらかじめ緊急連絡経路、協力内容等を定めるよう努めるほか、必要に応じ緊急通信手段の確保につき、関係行政機関等に協力を要請する。

とくに、警報発令時における預貯金払戻し集中等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係行政機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力するほか、国民保護措置につき関係行政機関等に対し敏速な協力体制をとりうるよ

う、あらかじめその内容につき調整を図る。

6. 職員に対する教育

国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、常時関係職員に対し、次の事項を含む武力攻撃事態等にとるべき措置を教育し、指導する。

- ・ 国民保護法その他の関係法令の概要
- ・ 日本銀行国民保護業務計画
- ・ 武力攻撃事態等における連絡体制その他必要な事項

7. 訓練

国民保護措置については、具体的な計画を定めて各種の訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、関係行政機関との共同訓練の実施や防災訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

8. 避難対策

本支店においては、避難経路、避難方法および連絡方法等を平常時から確認しておき、武力攻撃事態等への備えに万全を期すよう努めるものとする。

第4 国民保護措置の内容および実施方法に関する事項

1. 基本方針

武力攻撃事態等において、対処基本方針が定められたときは、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、国民保護法、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、その他関係法令等の規定に基づき、この計画で定めるところにより所要の措置を講ずる。国民保護措置に従事する者および関係者の安全の確保を最優先とした上で国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

2. 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある地域における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ当該地域所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、当該地域における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、当該地域に係る避難措置の指示が解除され、職員の安全の確保を確認したうえで、必要に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 通貨および金融の調節

武力攻撃事態等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

3. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

武力攻撃事態等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

武力攻撃事態等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、次に掲げる措置その他適切な措置を講ずる。

イ. 業務時間の延長または休日臨時営業を行うこと。

ロ. 関係行政機関と協議のうえ被災地の金融機関が早急に営業開始を行いうるよう適切な措置を講ずること。

ハ. 関係行政機関と協議のうえ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請すること。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

イ. 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

- ロ. 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ハ. 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ニ. 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- ホ. 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

4. その他

(1) 避難誘導

警報、避難措置の指示および緊急通報を受けた本支店では、その内容を迅速かつ的確に所管施設に出入している職員以外の者に伝達するとともに、必要に応じ、あらかじめ定めた誘導方法に沿って、避難誘導実施責任者の下で当該職員以外の者の円滑な避難を確保するよう努める。

(2) 各種措置に関する広報

国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に、2 (2)、3 (1)、(3)および(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

(3) 海外中央銀行等との連絡・調整

海外市場の混乱等を回避するために、海外中央銀行、国際機関等に対し、状況を的確に知らせるとともに、必要な連絡・調整を実施する。

(4) 被災情報等の収集と報告

武力攻撃災害が発生した場合、所管施設および設備に関するものならびに業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報の収集に努める。被災情報を収集した場合には、速やかに、財務大臣および内閣府特命担当大臣（内閣府設置法第 11 条に規定する特命大臣をいう。）に報告する。

また、安否情報についても、業務の範囲内で、照会に応じて保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

(5) 輸送、通信手段の確保

武力攻撃災害が発生した場合において、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(6) 応急の復旧

所管施設または設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、安全の確保に配慮した上で、当該施設または設備の被害状況等を把握し、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(7) 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、避難措置の指示が解除されたときは、被災した地域の施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。また、関係行政機関と協議のうえ、金融機関が可及的すみやかに平常業務を行いうるよう必要な措置を講ずる。

(8) その他

本支店の各部署は、その所掌事務に関し、2. から4. (7)までに掲げるもののほか、所要の措置を実施するものとする。

第5 緊急対処保護措置

緊急対処保護措置を実施するための体制ならびに措置等の内容および実施方法については、この計画の第3（2.を除く）および第4の定めに基づいて適宜行うものとする。

以 上